



発信@みなくる

～新しい制度の紹介～

障害者自立支援法（平成18年10月から本格実施）

障害福祉サービス（ホームヘルプサービス、施設サービスなど）を利用する際に、利用者負担額が原則1割かかりますが、町民税の課税状況に応じて利用者負担額の軽減が設けられています。

4月から利用者負担上限額の更なる軽減がありますので、お知らせします。

障害者自立支援法によるサービス

利用者負担上限額軽減のお知らせ

区 分		平成19年3月まで	平成19年4月から
生活保護世帯		0円	0円
低所得1	町民税非課税世帯で収入が80万円以下の方	7,500円	3,750円
低所得2	町民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	12,300円	6,150円
一般1	町民税課税世帯で所得割10万円未満の方	37,200円	9,300円
一般2	町民税課税世帯で所得割10万円以上の方	37,200円	37,200円

上記の負担軽減を受けるには、資産が単身の場合500万円、家族がいる場合は1,000万円以下の方が対象となります。

人材養成

ホームヘルパー養成研修（2級課程）

社団法人富良野地域人材開発センター運営協会が主催するホームヘルパー養成研修2級課程が実施されますので、受講を希望される方は申し込みください。

- 受講資格 18歳以上60歳未満（全日程休まず受講できる方）
- 講習期間 平成19年6月1日から7月20日まで
- 受講料 40,000円
- テキスト代 6,800円
- 定員 1名（南富良野町枠） 申込多数の場合は後日選考します。
- 申込期限 平成19年5月1日
- 申込み・問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係（☎ 52 2211）

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020

地域包括支援センター ☎ 52 2211

社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711